

議案第 35 号

橋本市高野口山村体験交流促進センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について

橋本市高野口山村体験交流促進センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 26 年 2 月 10 日 提出

橋本市長 木下 善之

橋本市高野口山村体験交流促進センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

橋本市高野口山村体験交流促進センター設置及び管理条例(平成18年橋本市条例第235号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線及び太線の部分である。

改正後		改正前	
(使用料)	(使用料)	第9条 利用者は、別表に定める額の使用料を市長に事前に納付しなければならない。	
第9条 利用者は、別表に定める額に、当該額に消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。)を使用料として市長に事前に納付しなければならない。	第9条 利用者は、別表に定める額に、当該額に消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。)を使用料として市長に事前に納付しなければならない。	別表(第9条関係)	
別表(第9条関係)	別表(第9条関係)	別表(第9条関係)	
		半日	一日
1 階研修室	2,000 円	2,100 円	4,200 円
1 階農産加工室	2,000 円	2,100 円	4,200 円
2 階休憩室	2,000 円	2,100 円	4,200 円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の橋本市高野口山村体験交流促進センター設置及び管理条例(以下「新条例」という。)に規定する(経過措置)

交流促進センターの使用料又は利用料金は、この条例の施行の日以後に利用の許可を行うものについて適用し、同日前に利用の許可を行うものについては、なお従前の例による。